

大阪広域環境施設組合規則第8号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第9項」を「第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。